

目安時期

: R8実施要領改正を踏まえた連携

(各府省庁による外部有識者点検対象事業・公開プロセスの候補事業の選定)

4月
～
5月

外部有識者会合

公開プロセスの候補事業について、外部有識者との議論により
絞り込み



6月

公開プロセス

(必要に応じて) 見直し担当室の参加

7月
～
8月

政務講評

外部有識者による点検内容を各府省庁の政務に講評

令和9年度
予算概算要求

公開プロセス結果、書面点検結果を概算要求予算に反映

(参考) 行政事業レビューと見直し担当室の連携

○行政事業レビューの実施要領をR8年3月31日付で改正

- 租税特別措置・補助金見直し担当室の設置を踏まえ、行政事業レビューを通じた見直しの取組が図られるよう、公開プロセスにおける見直し担当室との連携について明記
- 公開プロセス対象事業の選定に、各府省庁の政務の承認を求める旨を明記
等

「行政事業レビュー実施要領」関係箇所（抜粋） ※赤字・下線部分が今次改正された部分。

第1部 総論

1 基本的な考え方 (前略)

こうした取組を通じ、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直しの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「見直し担当室」という。）の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たす。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施 (前略)

(1) 対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、大臣、副大臣又は大臣政務官の下、公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、第3部1(2)に規定する基金事業を所管する府省庁は、所管する基金事業数が著しく少ないといった場合や、5年以内に公開プロセスの対象とされた事業を除き、公開プロセス対象事業に1つ以上の基金事業を含めることとする。